

主な家事事件一覧

熊本家庭裁判所

令和5年8月1日現在

【お願い】

- 添付書類には一般的にお願いしているものを記載しています。裁判官の判断によりその他の資料の追加を求めることがあります。また、所得証明書や不動産登記事項証明書などの経済状況を疎明する資料及びご存命の方の戸籍謄本や住民票については、発行後3か月以内のもののご提出をお願いしています。
- 相続・遺言に関する事件（遺言書の検認、相続の承認又は放棄の期間の伸長、相続の限定承認の申述、相続の放棄の申述、相続財産清算人の選任等）の添付書類として、「法定相続情報一覧図の写し」を提出された場合は、当該一覧図に記載された方に関する戸籍謄本等の提出は原則不要ですが、裁判官の判断により、後日、追完をお願いすることがあります。遺産分割事件については、申立人及び相手方の戸籍謄本等の提出が必要です。
- 郵便切手についても、裁判官の指示により、後日、追加を求めることがあります。

調停事件（一般）

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙（申立費用）	管轄裁判所
一 般 調 停 事 件	夫婦関係調整調停（円満・離婚）	①夫婦の戸籍謄本 ②離婚で、年金分割割合についての申立てが含まれている場合は、各年金制度ごとの年金分割のための情報通知書（発行日から1年以内のもの）	140円×1 84円×4 10円×10 2円×4 1円×2 （計586円）	1200円分	相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所
	内縁関係調整調停（円満・解消）	①申立て段階では、特になし ②解消で、年金分割割合についての申立てが含まれている場合は、各年金制度ごとの年金分割のための情報通知書（発行日から1年以内のもの）			
	離縁調停	①養親の戸籍謄本 ②養子の戸籍謄本 ③養子が未成年の場合、離縁後に親権者となる者の戸籍謄本			
	離婚後の紛争調整調停				
	慰謝料請求調停	①申立て段階では、特になし			
	親族関係調整調停				
	遺産に関する紛争調整調停	①申立人及び相手方の戸籍謄本 ②被相続人の戸籍（除籍）謄本 ③（遺産に不動産がある場合）不動産登記事項証明書			
	遺留分減殺による物件返還請求調停 （令和元年7月1日より前に開始した相続に限る）	①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 ②相続人全員の戸籍謄本 ③遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ④内容証明郵便写し、配達証明書写し ⑤遺産に関する証明書（不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳の写し又は残高証明書、有価証券写し、負債の額に関する資料等） ⑥被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がいる場合、その者（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 ⑦（相続人に被相続人の父母が含まれている場合）父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本	140円×相手方数 84円×3×当事者数 10円×当事者数 2円×4 1円×2		
	遺留分侵害額の請求調停 （令和元年7月1日以降に開始した相続に限る）	⑧（相続人に被相続人の祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）が含まれている場合） ほかに死亡している直系尊属（ただし、相続人と同じ代及びその下の代の直系尊属に限る（例：祖母が相続人である場合、祖父と父母））がいる場合は、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本			

調停事件(別表第二) (1)夫婦関係、子ども、親族に関する調停事件

	事 件 名		一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
別 表 第 二 調 停 事 件	婚姻費用の分担請求調停		①夫婦の戸籍謄本(内縁関係の場合は不要) ②申立人の収入に関する資料(源泉徴収票写し、給料明細写し、確定申告書の写し、非課税証明書写し等)		1200円分	相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所
	財産分与請求調停		①離婚時の夫婦の戸籍謄本(離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの) ②夫婦の財産に関する資料(不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳写し又は残高証明書等)			
	年金分割の割合を定める調停		①各年金制度ごとの年金分割のための情報通知書(離婚後(又は事実上の婚姻関係解消後)に交付されたもの)			
	扶養請求調停		①申立人、相手方の戸籍謄本(共通するものは1通で可) ②扶養義務者が他の扶養義務者を相手方とする場合、扶養権利者の戸籍謄本			
	離婚後の子の監護に関する事項の定め	養育費(請求・減額・増額)調停	①対象となる子の戸籍謄本 ②申立人の収入に関する資料(源泉徴収票写し、給料明細写し、確定申告書の写し、非課税証明書写し等) ③養育費の減額、増額又は免除の場合、基本となる調停調書謄本等の写し	140円×1 84円×4 10円×10 2円×4 1円×2 (計586円)	子1人につき 1200円分	
		子の監護者の指定・変更調停	①未成年者の戸籍謄本			
		面会交流調停				
		子の引渡し調停				
親権者(変更・指定)調停		①申立人、相手方・未成年者の戸籍謄本(共通するものは1通で可)				

調停事件(別表第二)(2)相続に関する調停事件

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
別 表 第 二 調 停 事 件	遺産分割調停	【共通】 ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本、同人の住民票の除票又は戸籍の附票 ②相続人全員の戸籍謄本、同人の住民票又は戸籍の附票 ③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がいる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ④相続関係図 ⑤遺産に関する証明書(不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳の写し又は残高証明書、有価証券写し等) 【相続人が、被相続人の(配偶者と)父母・祖父母等(直系尊属)(第二順位相続人)の場合】 ⑥被相続人の直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))に死亡している者がいる場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 【相続人が、被相続人の配偶者のみの場合、又は被相続人の(配偶者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位相続人)の場合】 ⑦被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑨被相続人の兄弟姉妹に死亡している者がいる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑩代襲者としてのおいめいに死亡している者がいる場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本	140円×相手方数 84円×3×当事者数 20円×3×当事者数 10円×3×当事者数 2円×4 1円×2	被相続人1人につき 1200円分	相手方のうちの1人の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所
	寄与分を定める処分調停	①遺産分割事件が係属している場合、申立添付書類は不要。係属していない場合は、遺産分割事件に同じ。	84円×2×当事者数 10円×2×当事者数 2円×4 1円×2	申立人1人につき 1200円分	遺産分割事件と同じ ただし、遺産分割事件が係属している場合は、その事件が係属している裁判所
	特別の寄与に関する処分調停 (令和元年7月1日以降に開始した相続に限る)	①申立人、相手方の戸籍謄本 ②被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本	84円×2×当事者数 10円×2×当事者数 2円×4 1円×2	申立人1人につき1200円分(相手方又は被相続人が2人以上の場合は「収入印紙1200円分×相手方の人数×被相続人の人数」)	相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所

調停事件(法277条 合意に相当する審判事件)

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
法 2 7 7 条 合 意 に 相 当 す る 審 判 事 件	婚姻無効調停	①夫婦の戸籍謄本 ②婚姻届の記載事項証明書 ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本等)	500円×4 140円×1 84円×5 20円×6 10円×5 5円×2 2円×4 1円×10 (計2758円)	1200円分	相手方の住所地 又は 当事者の合意で 定める 家庭裁判所
	婚姻取消し調停	①夫婦の戸籍謄本			
	協議離婚無効確認調停	①申立人の戸籍謄本 ②相手方の戸籍謄本 ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本等) ④離婚届の記載事項証明書			
	協議離婚取消し調停	①申立人の戸籍謄本 ②相手方の戸籍謄本			
	養子縁組無効調停	①養親の戸籍謄本 ②養子の戸籍謄本 ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本等) ④養子縁組届の記載事項証明書			
	養子縁組取消し調停	①養親の戸籍謄本 ②養子の戸籍謄本			
	協議離縁無効調停	①養親の戸籍謄本 ②養子の戸籍謄本 ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本等) ④養子縁組届の記載事項証明書			
	協議離縁取消し調停	①申立人の戸籍謄本 ②相手方の戸籍謄本			
	父の確定調停	①子の戸籍謄本(出生届未了の場合、子の出生証明書写し) ②母及び母の配偶者の戸籍謄本 ③母の前配偶者の戸籍謄本			
	嫡出否認調停	①申立人の戸籍謄本 ②子の戸籍謄本(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本)			
	認知調停	①子の戸籍謄本 ②相手方の戸籍謄本 ③離婚後300日以内に出生した出生届未了の子に関する申立ての場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本			
	認知無効調停	①子の戸籍謄本 ②認知者の戸籍謄本 ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本等) ④認知届の記載事項証明書			
	認知取消し調停	①子の戸籍謄本 ②認知者の戸籍謄本			
	親子関係不存在確認調停	①子の戸籍謄本(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本) ②子との間に親子関係がないと考えられる親の戸籍謄本 ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本等)			

審判事件(別表第一) (1)成年後見制度及び未成年後見制度に関する審判事件 ➡ 当庁HPの後見ガイドをご覧ください。

審判事件(別表第一) (2)行方不明者に関する審判事件

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
別表第一 審判事件 (行方不明者に関する事件)	不在者財産管理人選任	①不在者の戸籍謄本 ②不在者の戸籍附票又は住民票 ③申立人が財産管理人候補者を立てる場合、財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ④不在の事実を証する書面 〔不在者宛の郵便 民生委員・区長等の不在住証明書〕 ⑤不在者の財産に関する資料 〔不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書 預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳の写し、残高証明書等)等 ⑥利害関係人からの申立ての場合、申立人の利害関係を証する資料(戸籍謄本、賃貸借契約書写し、金銭消費貸借契約書写し等)	84円×13 50円×5 10円×7 5円×1 1円×5 (計1422円)	不在者1名につき 800円分	不在者の従来の住所地 又は居住地
	不在者の財産管理人の権限外行為許可	①権限外行為となる事項に関する資料 〔遺産分割協議書案、相続関係の戸籍謄本 売買契約書案、不動産登記事項証明書、 固定資産評価証明書等〕	84円×1 10円×1 (計94円)		
	失踪宣告	①不在者の戸籍謄本 ②不在者の戸籍附票又は住民票 ③不在者の失踪を証する資料 ④申立人の利害関係を証する資料(親族であれば戸籍謄本) ※官報公告料4816円(催告3053円 宣告1763円)	500円×2 84円×21 50円×3 10円×6 5円×1 (計2979円)		不在者の従来の住所地 又は居住地 (住所が不明の場合は財産の所在地)

審判事件(別表第一) (3)親子・養子縁組に関する審判事件

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
別表第一 審判事件 (親子・養子縁組に関する事件)	養子縁組許可	①申立人(養親となる者)の戸籍謄本 ②未成年者の戸籍謄本 ③未成年者が15歳未満の場合、代諾者(法定代理人)の戸籍謄本	84円×10 10円×2 (計860円)	養子1名につき 800円分	養子となるべき者の住所地
	死後離縁許可	①養親の戸籍謄本 ②養子の戸籍謄本 (①及び②につき、死亡している者の戸籍は、死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本とする)	500円×2 84円×6 10円×2 5円×1 (計1529円)	亡養子、亡養親1名につき 800円分	申立人の住所地
	特別養子適格の確認	①養親となる者の戸籍謄本 ②養子となる者の戸籍謄本 ③養子となる者の実父母の戸籍謄本 ※養親となるものが、特別養子適格の確認の申立てをする場合は、特別養子縁組の成立の申立てと同時にしなければなりません(同じ戸籍関係書類は1通で足りります)	500円×8 84円×12 10円×10 5円×8 2円×5 1円×5 (計5163円)	一般の方は不要	養親となるべき者の住所地
	特別養子縁組の成立		500円×4 84円×9 10円×10 5円×8 2円×5 1円×5 (計2911円)	養子1名につき 800円分	
	特別代理人選任 (親権者とその子との利益相反の場合)	①未成年者(又は被後見人)の戸籍謄本 ②親権者(又は未成年後見人)の戸籍謄本 ③特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票 ④利益相反に関する資料(遺産分割協議書案や契約書案等、遺産の評価額を明らかにする資料) ⑤利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本等) ⑥遺産分割協議のための場合、法定相続分がわかる戸籍謄本等	84円×10 10円×2 (計860円)	子、被後見人1名につき 800円分	子又は被後見人の住所地

審判事件(別表第一) (4)相続・遺言に関する審判事件①

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
別 表 第 一 審 判 事 件 (相 続 ・ 遺 言 に 関 する 事 件 ①)	相続の放棄の申述	※同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間 伸長事件や相続放棄申述受理事件が先行している場 合、同事件で提出済みのものは添付不要です。 【共通】 ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②申述人(相続放棄をする者)の戸籍謄本 【申述人が、被相続人の配偶者又は子及びその代襲者 (孫、ひ孫等)(第一順位相続人)の場合】 ③被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸 籍)謄本 ④申述人が代襲相続人(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者 (本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製 原戸籍)謄本 【申述人が、被相続人の父母・祖父母等(直系尊属)(第 二順位相続人)の場合(先順位相続人等から提出済み のものは添付不要)】 ③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍 (除籍、改製原戸籍)謄本 ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者が いる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての 戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑤被相続人の直系尊属(相続人より下の代の直系尊属 に限る(例:相続人が祖母の場合、父母))で死亡して いる者がいる場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除 籍、改製原戸籍)謄本 【申述人が、被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者(おい めい)(第三順位相続人)の場合(先順位相続人等から 提出済みのものは添付不要)】 ③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍 (除籍、改製原戸籍)謄本 ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者が いる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての 戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑤被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除 籍、改製原戸籍)謄本 ⑥申述人が代襲相続人(おいめい)の場合、被代襲者 (本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製 原戸籍)謄本	84円×3 (計252円)	申述人1名につき 800円分	相続開始地 (被相続人の最後 の住所地)
	相続の限定承認の申述	【共通】 ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍 (除籍、改製原戸籍)謄本 ②被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ③申述人全員の戸籍謄本 ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者が いる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての 戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑤財産目録 【申述人が、相続人の(配偶者と)父母・祖父母等(直系 尊属)(第二順位相続人)の場合】 ⑥被相続人の直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の 直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖 父))で死亡している者がいる場合、その者の死亡の記 載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 【申述人が、被相続人の配偶者のみの場合、又は(配偶 者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位 相続人)の場合】 ⑥被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての 戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑦被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除 籍、改製原戸籍)謄本 ⑧被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がいる場合、 その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除 籍、改製原戸籍)謄本 ⑨代襲者としてのおいめいに死亡している者がいる場 合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸 籍)謄本	84円×3×相続人数	被相続人1名につき 800円分	

審判事件(別表第一) (4)相続・遺言に関する審判事件②

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
別 表 第 一 審 判 事 件 (相続・遺言に関する事件②)	相続の承認又は放棄の期間の伸長	【共通】 ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本等) ③伸長を求める相続人の戸籍謄本 【申立人が、被相続人の配偶者又は子及びその代襲者(孫、ひ孫等)(第一順位相続人)の場合】 ④被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑤申立人が代襲相続人(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 【申立人が、被相続人の父母・祖父母等(直系尊属)(第二順位相続人)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】 ④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がいる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑥被相続人の直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母))に死亡している者がいる場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 【申立人が、被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位相続人)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】 ④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がいる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑥被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑦申立人が代襲相続人(おいめい)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本	84円×3 (計252円)	申立人1名につき 800円分	相続開始地 (被相続人の最後の住所)
	相続財産清算人の選任(相続人不分明(不存在)の場合)	①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ②被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がいる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ④被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑤被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がいる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑥代襲者としてのおいめいに死亡している者がいる場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ※①～⑥について、法定相続情報一覧図写しを提出する場合は、被相続人の死亡時の戸籍(除籍)謄本のみの提出で可 ⑦被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ⑧被相続人の財産を証する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書)、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し、残高証明書等)等) ⑨利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本、金銭消費貸借契約書写し等) ⑩申立人が財産清算人候補者を立てる場合、財産清算人候補者の住民票又は戸籍附票 【法定相続人の相続放棄による不存在の場合】 ⑪法定相続人の戸籍謄本 ⑫相続放棄の申述の有無の照会回答書または相続放棄申述受理証明書、相続放棄申述受理通知書の写し ※官報公告料5075円(選任するとされた時点でお願ひしています。)	84円×10 50円×4 10円×10 5円×1 1円×5 (計1150円)	被相続人1名につき 800円分	

審判事件(別表第一) (4)相続・遺言に関する審判事件③

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
別 表 第 一 審 判 事 件 (相 続 ・ 遺 言 に 関 す る 事 件 ③)	相続人搜索の公告	①相続債権者及び受遺者に対する請求申出の公告が掲載された官報の写し ※官報公告料4230円	84円×3 (計252円)	800円分	相続開始地 (被相続人の最後の住所地)
	相続財産清算人の権限外行為許可	①権限外行為となる事項に関する資料 (売買契約書、不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書等)	84円×1 10円×1 (計94円)		
	特別縁故者に対する相続財産分与	①申立人の住民票又は戸籍附票 (相続財産清算人選任事件の申立人であれば不要) ②特別な縁故関係にあることを証する資料	500円×4 84円×7 5円×2 (計2598円)		
	遺言書の検認	【共通】 ①遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ②相続人全員の戸籍謄本 ③遺言者の子(及びその代襲者)で死亡している者がいる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 【相続人が、遺言者の(配偶者と)父母・祖父母等(直系尊属)(第二順位相続人)の場合】 ④遺言者の直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))で死亡している者がいる場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 【相続人が不存在の場合、遺言者の配偶者のみの場合、又は遺言者の(配偶者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位相続人)の場合】 ④遺言者の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑤遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑥遺言者の兄弟姉妹で死亡している者がいる場合、その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑦代襲者としてのおいめいに死亡している者がいる場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本	84円×(当事者数+3)	遺言書1通につき 800円分	相続開始地 (遺言者の最後の住所地)
	遺言執行者の選任	①遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の事件記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言執行者候補者の住民票又は戸籍附票 ③遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の事件記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本等)	84円×10 (計840円)	遺言書1通につき 800円分	
	遺留分放棄の許可	①被相続人の戸籍謄本 ②申立人の戸籍謄本	84円×5 (計420円)	申立人1名につき 800円分	被相続人の住所地

審判事件(別表第一) (5)戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判事件

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
別表第一 審判事件 (戸籍に関する事件)	子の氏の変更許可	①申立人(子)の戸籍謄本 ②父・母の戸籍謄本(父母の離婚の場合、離婚の記載のあるもの) (共通するものは1通で可)	84円×1 (ただし、同時に複数人の申立てをする場合(15歳以上の子が2人以上いる場合や申立人の住所が異なる場合等)は事前にお問い合わせください。)	子1名につき 800円分	子の住所地
	氏の変更許可	①申立人の戸籍謄本 ②氏の変更の理由を証する資料 ⑦婚姻前又は養子縁組前の氏に戻ることを求める場合 ・ 婚姻前(縁組前)の申立人の戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑧離婚や配偶者の死亡により復氏した申立人が婚姻中の氏に戻ることを求める場合 ・ 婚姻中の戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑨外国人の配偶者の氏(又は通称氏)への変更や外国人の父又は母の氏への変更を求める場合 ・ 外国人登録原票記載事項証明書又は住民票 ⑩永年使用の場合 ・ 郵便物の写し等 ③同一戸籍にある15歳以上の者の同意書	500円×2 84円×6 10円×1 5円×1 (計1519円) ※夫婦共同申立は 1089円分を1組追加	800円分	申立人の住所地
	名の変更許可	①申立人の戸籍謄本 ②名の変更の理由を証する資料(永年使用等の場合、郵便物の写し等)	84円×5 (計420円)		
	性別の取扱いの変更	①申立人の出生時から現在までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ②所定の事項の記載のある2人以上の医師による診断書 (厚生労働省のホームページ http://www.mhlw.go.jp/general/seido/syakai/sei32/ にも掲載されている。)	500円×2 84円×6 10円×1 5円×1 (計1519円)		
	戸籍訂正許可	①訂正すべき戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本すべて ②申立人が訂正すべき戸籍に記載されていない場合、申立人の利害関係を証する資料(申立人の戸籍謄本等)	500円×2 84円×11 10円×5 5円×1 (計1979円)	訂正すべき原因1つにつき 800円分	戸籍のある地

審判事件(別表第二)

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
別 表 第 二 審 判 事 件	関子の監護処分に 養育費(請求・減額・増額)	各調停事件(別表第二)の添付書類と同じ ※ 年金分割の割合を定める審判事件については、審判確定証明申請の手数料として、収入印紙150円分が必要	500円×4 140円×1 84円×5 20円×6 10円×5 5円×2 2円×4 1円×10 (計2758円)	子1人につき 1200円分	子の住所地又は合意管轄
	面会交流				
	子の監護者の指定・変更			1200円分	夫又は妻の住所地又は合意管轄 夫又は妻であった者の住所地又は合意管轄 申立人又は相手方の住所地又は合意管轄
	子の引渡し				
	親権者変更・指定				
	夫婦の同居・協力扶助				
	婚姻費用の分担				
	財産分与				
	年金分割の割合を定める審判				
	遺産分割				
寄与分を定める処分					

審判前の保全処分

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
審判前の保全処分	仮差押え・仮処分その他の保全処分	※ 個別に照会	500円×4 84円×5 20円×6 10円×5 5円×2 2円×4 (計2608円)	審判事項ごと及び子1人につき1000円分	本案の調停・審判が係属する裁判所
	(上記の保全処分のほか、即時抗告が提起された場合における審判前の保全処分の執行停止又は執行処分の取消しは500円分、その他の申立ては手数料は不要)				

人事訴訟

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
人事訴訟	離婚(慰謝料)	①訴状の正・副各1通、調停事件終了証明書 ②戸籍謄本(外国人の場合は住民票) ③離婚原因を証明する資料の写し正・副各1通 【養育費】	500円×6 100円×10 84円×10 20円×10	離婚のみは 13000円分 ※個別に照会	原告又は被告の住所地
	付帯処分	④収入関係資料の写し正・副各1通 【財産分与】	10円×20 5円×3	子1人につき 1200円分	
	財産分与	④夫婦の財産関係資料の写し正・副各1通 【年金分割】	2円×5 1円×10	1200円分	
	年金分割	④年金分割情報通知書	(計5275円)	1200円分	

保全

	事 件 名	一般的な添付書類	予納郵便切手	収入印紙(申立費用)	管轄裁判所
保 全	債権仮差押え	※ 個別に照会	債権仮差押え 500円×7 84円×5 20円×2 10円×10 5円×4 2円×2 (計4084円)	2000円分	本案の管轄裁判所 又は 仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する裁判所
	不動産仮差押え・仮処分		不動産仮差押え・仮処分 500円×6 84円×2 20円×4 10円×8 5円×4 2円×4 (計3356円)		